

事 務 連 絡
平成20年11月25日

ロシア向け施設登録者
ロシア向け輸出者 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
水産庁漁政部加工流通課

ロシア向け水産食品輸出に関するロシアの新たな規則について

今般、ロシア政府より、平成21年1月1日から適用される新たな規制（ロシア連邦農業省令N1「動物、動物原材料食品、薬剤、動物の飼料・飼料添加物、検疫対象食品のロシア連邦への輸入、ロシア連邦からの輸出およびロシア連邦領の通行に関する許可書の発給を管轄する国家機関である連邦動植物衛生監督庁の行政規則の承認について」）に関する情報提供がありました。

詳細については、更なる情報提供を依頼しているところですが、それによると我が国からロシアへの水産食品の輸出は、ロシア連邦動植物衛生監督庁の担当者による検査を受け、承認を受けた施設のみから受け入れることとなったとのことです。

これを受け、我が国としては、来年以降ロシアへの水産食品の輸出に支障を来すことのないよう、日本の地域毎に数カ所の施設の視察の受入れについて、ロシア政府との緊急協議を開始するとともに、証明書発行機関である(財)日本冷凍食品検査協会とも連携しながら、ロシア政府による視察を受入れていただく施設を検討しているところです。

つきましては、今後、改めて、個別にご相談差し上げる場合もあるかと思いますが、ご協力方よろしく申し上げます。

連絡先

水産庁漁政部加工流通課

担当 : 伊藤・熊谷

電話 : 03 - 3502 - 8111 (内線 6610)

F A X : 03 - 3591 - 6867